

新しい文化振興方針（仮称）の基本的な枠組みについて

1 名称 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」

2 策定主旨

「三重の文化振興方針」策定（H20(2008).3）後の社会情勢の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、今後、より良い文化コンテンツを継続して効率的・効果的に県民の皆さんに提供し、郷土三重に対する誇りや愛着を一層醸成するため、10年先を見据えた本県の文化振興に係る新たな方針として策定する。

（資料1－2「新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定主旨」参照）

3 方針の対象と期間

（1）方針の対象範囲

方針の対象とする範囲は、芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が対象としている範囲に加え、生涯学習振興、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興など文化振興の目的にそって幅広くとらえます。

（2）方針の期間

平成26年度からおおむね10年（平成35年度まで）を対象期間とする。

4 主な論点と方針の構成イメージ

（1）主な論点

- これからの10年を見据えた場合、文化に期待される役割はどのようなものか。
- 広域自治体としての県が文化行政において担うべき役割はどのようなものか。
- 県はどこをターゲットにどのような施策を展開すべきか。
- 「みえの文化」の拠点としての「文化交流ゾーン」はどうあるべきか。
- 今までにない新たな価値を生み出すために教育や産業、観光などの他の分野や他の地域とどのように連携すべきか。
- 「みえの文化」の素晴らしさをより効果的に発信するためにはどうすべきか。

(2) 方針の構成イメージ

構 成	内 容	検討時期
はじめに 1. 方針策定の主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針策定の主旨 ・ 方針の対象と期間 	第1回審議会
2. 現状認識と今後の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化を取り巻く環境の変化 ・ 文化に期待される役割 ・ 広域自治体としての県の文化行政が担うべき役割 ・ 県の文化行政によりめざすべき「三重の姿」 ・ めざす姿の実現に向けて注力していくべき分野・施策 	第1回審議会
3. 施策の具体的な展開のあり方	各施策の方向性について「ねらい」や「具体的な取組方向」を整理	第2回審議会 第3回審議会
4. 「文化交流ゾーン」のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「めざす姿」、「ミッション」、「具体的な連携方策」の整理 ・ ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方 	部会で詳細検討 第3回審議会
5. 方針の推進にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部局の連携による事業の推進 ・ 方針の進行管理 	第4回審議会